



2014年1月20日

大仙市議会

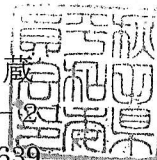
議長 橋村 誠 様

秋田県平和委員会

理事長 風間 幸蔵

010-0001 秋田市中通7-2-1

☎018-887-3636 F018-887-3639

**陳情事項：特定秘密保護法の廃止を求める意見書について****【陳情理由】**

安倍・自公政権は昨年12月、憲法の国民主権、基本的人権、平和主義の原則を根本から踏みにじる憲法違反の特定秘密保護法を、衆・参両院で強行採決に次ぐ強行採決で成立させました。

この特定秘密保護法は、国会審議の過程でその危険性がどんどん明らかになり、反対や慎重審議を求める国民世論は急速に高まりました。憲法学者や刑法学者、ノーベル賞受賞者、弁護士など法曹界、ジャーナリストや出版関係者、演劇人、映画人、文化人など、個人、労働組合、平和・民主団体、市民団体が次々と声をあげ、国会周辺での集会やデモ行進はかつての安保闘争に匹敵すると言われていています。

国民世論が急速に高まった理由はこの法律の内容にあります。「行政機関の長」が「安全保障」に関わると判断すればどんな行政情報も「特定秘密」と指定し半永久的に国民に隠し続けることが可能であること、その「特定秘密」は故意であれ、過失であれ、漏らした公務員が重罰に科せられることはもちろん、一般の国民が「秘密」と知らないで「秘密」情報を知った場合や未遂でも、共謀、教唆、扇動する行為まで処罰の対象になっています。これは戦前の「治安維持法」を彷彿させる人権侵害であり、国民の「知る権利」や「報道の自由」を奪い、日本の民主主義を抑圧する狙いが隠されています。

それだけではありません。特定秘密保護法を作ったもう一つの狙いは、政府内に「国家安全保障会議（戦争司令部）」を置き、憲法9条をないがしろにし、「戦争国家」アメリカといっしょに海外で「戦争する国」にする、つまり集団的自衛権を行使するためです。国会審議最終版に一部野党を取り込み「特定秘密」の指定や解除を監視する機関を置くなど修正しましたが、法案の根幹を変えないただの口約束で、何の保障にもなりません。

以上で明らかなようにこの法律は、その内容も審議過程も非民主的で強権的に進められたことは明らかで、この法律が施行されれば、地方自治体は、憲法が保障した地方自治体の自主性と自立性が侵害され、住民の生命と財産を守る役割を果たすことができなくなる恐れがあります。したがってこの法律を『廃止』することが地方自治体の発展につながると考え「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」を政府関係機関に提出してくださるよう陳情いたします。

